

東郷町放課後子ども教室運営業務委託公募要領

1 趣旨

この要領は、東郷町放課後子ども教室運営業務を受託する事業者を公募により選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 委託業務の概要

(1) 委託業務名

東郷町放課後子ども教室運営業務

(2) 内容

別紙「東郷町放課後子ども教室運営業務委託仕様書」のとおり。

(3) 委託期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（3年間）

※契約締結日の翌日から令和8年3月31日までの間を開設準備期間とし、当該期間に要する経費がある場合は受託者の負担とします。

(4) 委託料

上限 229,090 千円（契約期間3年総額、消費税及び地方消費税含む。）とします。

3 選定方法

本事業は、東郷町放課後子ども教室の運営を民間事業者へ委託し、児童に安定的かつ継続的な体験・活動の機会を提供することを目的とします。

業務については、専門的な知識・経験に加え、町の施策・方向性を十分に理解していることなど、総合的な技量が要求されるものであることから、プロポーザル方式により企画力・実行力・経験等を適正に審査した上、最も適した事業者を選定するものとします。

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる事業者は、次に掲げる資格要件のいずれにも該当するものとします。なお、選定結果通知後においても、契約締結までの間に資格要件を満たさなくなった場合は、応募資格及び契約交渉権を取り消します。

(1) 破産者で復権を得ない者でないこと。

(2) 東郷町から指名停止処分を受けていないこと。

(3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと。

(4) 国税、県税、市区町村税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

(5) 会社更生法に基づく更正手続開始の申立てをしていないこと。

(6) 審査委員会委員が経営又は運営に直接関与していないこと。

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に

規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者又は団体でないこと。

(8) 類似業務の運営実績があること。

5 スケジュール

- (1) 参加申込 6月27日(金)まで
- (2) 質問の受付 6月27日(金)まで
- (3) 質問の回答 7月1日(火)(予定)
- (4) 提案書類受付 7月4日(金)から16日(水)まで
- (5) 第1次審査 7月22日(火)
- (6) 第2次審査 7月31日(木)
- (7) 結果の通知 8月上旬
- (8) 契約の締結 9月予定

6 質問及び回答

本プロポーザルにおける質問及び回答は、参加申込書を提出した団体からのみ受付ます。

(1) 受付期間

令和7年6月27日(金)午後5時まで

(2) 提出先

東郷町福祉こども部こども課(いこまい館2階)

(3) 提出方法

質問書(様式第4号)に質問事項を記入の上、電子メール(tgo-kodomo@town.aichi-togo.lg.jp)で提出してください。

(4) 質問回答

質問に対する回答は、参加申込書を提出した全ての団体に対し、電子メールで行います。

7 参加申込の方法

上記「4 参加資格の要件」を満たし、本プロポーザルに参加を希望する場合は、下記に定める参加申請書類を提出してください。なお、質問及び回答は、参加申込書を提出した団体からのみ受付ます。

(1) 参加申請書類

ア 参加申込書(様式第1号)

イ 法人又は団体の概要(様式第2号)

ウ 業務実績調書(様式第3号)

エ 会社概要(会社パンフレットなど任意)

(2) 提出部数

各1部

(3) 提出方法

窓口へ直接又は郵送で提出してください（ただし、郵送による場合は、提出期限までに必着のこと）。

紙面で上記の部数を提出するとともに、提出書類をPDF化し、電子メール（tgo-kodomo@town.aichi-togo.lg.jp）に添付することにより提出してください。電子メールの表題は「東郷町放課後子ども教室運営業務委託プロポーザル参加申込（事業者名）」とし、メール送信後には、速やかにメール到着の有無を電話でこども課に確認してください。

(4) 提出先

東郷町役場福祉こども部こども課（いこまい館2階） TEL 0561-56-0736（直通）

(5) 提出期限

令和7年6月27日（金）午後5時まで

(6) その他

参加申込書類の提出後、辞退する場合は、その旨を必ず書面（様式第9号）で届け出てください。

8 提案書等の提出

(1) 提出部数

正本1部、副本10部（複写可）

※書類は日本産業規格によるA4判とします。なお、ページ番号は必ず付してください。また、フォントサイズは10.5ポイント以上で作成してください。

(2) 提出方法

紙面で上記の提出部数を直接こども課へ提出してください。

(3) 提出書類

ア 提案書等提出届（様式第5号）

イ 提案書（様式第6-1号から第6-4号まで）

ウ 配置予定者調書（様式第7号）

エ 見積書（様式第8号）

(4) 提出先

東郷町役場福祉こども部こども課（いこまい館2階）

(5) 提出期限

令和7年7月4日（金）から令和7年7月16日（水）午後5時まで

9 審査の手続

(1) 第1次審査（書面審査）

ア 第1次審査は、申込者が5者を超えた場合に限り行います。提案者から提出された書類について、形式的な書面調査（業務内容等記載の不足の点検）及び事業者における類似業務の実績に基づき、事務局において第2次審査参加者とする5者を選定します。

イ 第1次審査の結果及び第2次審査の案内は、令和7年7月22日（火）までに、提出書類

に記載された担当者メールアドレス宛てに、電子メールで通知するものとします。

(2) 第2次審査（プレゼンテーション審査）

第1次審査の通過団体に対し、ヒアリング等（提案書等提出書類に基づくプレゼンテーション審査、質疑応答等（入室は2名以内））により審査を行います。審査、評価及び契約候補者の選定は、東郷町放課後子ども教室運営業務事業者選定委員会で行うものとします。

ア 開催日時

令和7年7月31日（木）

イ 開催場所

東郷町役場会議室

ウ 審査の方法

提出書類に基づくプレゼンテーション（15分以内）、質疑応答（15分程度）

(3) 評価項目及び配点

評価項目及び選考基準		配点
1	業務体制の基本方針	20点
	○本事業並びに東郷町の放課後事業の全体像に対する理解	10点
	○本事業と同種又は類似の業務の実績	10点
2	体験プログラムの提供	45点
	○「多様な体験・活動の機会」を提供するための考え方 ○団体の強みを生かしたプログラムの提供 ○提供可能と見込めるプログラムの具体例	15点
	○地域人材の参画や関係機関との連携を図るための具体的な方法	10点
	○児童や保護者のニーズを把握する方法と事業への反映に係る考え方	10点
	○安全確保の方策と事故発生時の対応方法	10点
3	関係者との連絡・情報共有	20点
	○利用予定児童の調査、児童の出欠管理及びお知らせ等をするための連絡手段の構築と運用 ○保護者、学校、地域人材との連絡を適切に行うための情報共有の方法	20点
4	実施体制	20点
	○本事業を円滑に実施するための本部と現場職員の役割分担及び職員配置 ○職場内外での教育訓練や研修等機会の確保と参加できる体制整備	10点
	○必要な職員を確保するための手段及び職員確保の見通し ○不測の事態により職員数が不足することとなった場合の対応	10点
5	業務の運営経費	20点
	○提案金額※	20点

合 計	125 点
-----	-------

※提案金額については、最も低い金額を示した参加者が 20 点（満点）となり、それ以外の参加者は、最低見積金額を当該申込者見積金額で除した額に配点 20 点を乗じて得た点とする。 $(\text{全申込者中最低見積金額}) / (\text{当該申込者見積金額}) \times \text{配点}$

10 契約候補者の選定

審査の結果、第 1 位の提案を行った事業者を契約候補者として選定し、契約締結に向け、業務内容、契約条件等について協議します。協議が整わない場合は、次点者と協議を進めます。なお、選定結果に関する異議申立ては一切認めません。

11 選定結果の通知

選定結果は、審査終了後（8月上旬頃予定）、全ての応募者に対して速やかに文書により通知します。また、審査結果については東郷町ホームページに掲載し、公表するものとします。

12 その他留意事項

(1) 提出書類の取扱いについて

- ア 提出された書類の内容を変更することはできません。
- イ 提出された参加申請書その他の書類は、返却いたしません。
- ウ 提出書類に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づいて保護される第三者の権利となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として応募者の負担とします。
- エ 選定の公表等で必要な場合、町は提出された提案書の内容等について、無償で使用できるものとするとともに、公平性、透明性を期すための「東郷町情報公開条例」等の関連規定に基づき公開することがあります。

(2) 重複提案について

1 団体 1 応募とし、複数の応募はできません。

(3) 失格について

応募者がいずれかに該当する場合には失格となります。

- ア 応募資格要件に該当しないことが判明したとき
- イ 提出書類に虚偽又は不正の記載があったとき
- ウ 提出期限までに所定の書類が提出されなかったとき
- エ 見積額が本公募要領で定める委託料の上限を上回ったとき

(4) 応募費用について

提案書等の作成や応募、選定後の協議にかかる費用は、全て参加者の負担とします。

(5) 特定公契約について

本業務の委託契約は、特定公契約に該当します。

13 問い合わせ先

〒470-0162 愛知県愛知郡東郷町大字春木字西羽根穴 2225 番地 4
東郷町役場福祉子ども部子ども課（いこまい館 2 館）

電話 (0561) 56-0736 (直通)

FAX (0561) 37-5823

E-mail tgo-kodomo@town.aichi-togo.lg.jp